

兵庫県老人クラブ「2. 5万人会員増強運動」推進要領

1 趣旨

(公財) 兵庫県老人クラブ連合会(以下「県老連」という。)は、平成17年度から5年間の「老人クラブ会員促進増強運動」に引き続き、平成22年度から5年間の運動期間とする「第2次兵庫県老人クラブ会員促進増強運動」(以下「第2次運動」という。)を、老人クラブの活性化や組織の強化等を目標として、県老連、市町老人クラブ連合会及び単位クラブ一体となり展開してきた。

しかしながら、「第2次運動」は、一部では、成果を得ることができたものの、全体としては、老人クラブを取り巻く状況が厳しいことから、会員数の減少傾向の有効な歯止めには至っていない。この減少傾向は、全国的にも、同様で、全国老人クラブ連合会(以下「全老連」という。)は、老人クラブ「100万人会員増強運動」を、平成26年度から推進することとした。

なお、全老連の同運動と「第2次運動」との整合性確保のため、平成26年7月4日付基本方針(以下、「基本方針」という。)で、対応したところである。

このたび、「第2次運動」が平成27年3月で、終了することから、全老連及び県老連の両運動を踏まえ、新たな推進要領を策定する。

- 65歳以上人口が3,000万人を超える中、老人クラブは、新たな仲間呼びかけ、共に基本理念である「4つの“づくり”」活動を目指す。

老人クラブが目指すもの(基本理念)

生きがいづくり〈高齢期の充実〉—趣味・文化・レクリエーション等

健康づくり〈健康寿命を伸ばす〉—健康学習・運動・体力測定等

仲間づくり〈同世代の連帯・支え合い〉—例会・声掛け・友愛・親睦・旅行等

地域づくり〈社会貢献〉—環境美化・リサイクル・ボランティア・世代交流等

- そのため、全国の老人クラブ関係者が総力を結集し、組織活動の基盤となる会員促進増強に向けての運動を、全老連の提唱に呼応し、地域の事情に即しながら推進する。

2 運動期間

- 5か年計画(平成26年度から平成30年度まで。)

基本方針により、平成26年度からとする。

- 兵庫県全体及び市町村別の目標を設定し、毎年度、達成状況を取りまとめ、その県全体の成果を公表する。

3 運動目標

- **2万5千人会員増強(毎年5千人純増で5か年継続後の数値)**

平成30年度目標会員数 276,000人を目指す。(H27年度から西宮含む。)

(H14:278,569人⇒H25:229,807人⇒H30:276,000人)

目標設定:年間1クラブ2名純増

(ただし、地域事情があれば斟酌し設定)

4 主唱

(公財)兵庫県老人クラブ連合会

5 実施主体

市町老人クラブ連合会(以下「市町老連」という。)及び単位老人クラブ(以下「単位クラブ」という。)

6 運動スローガン

「総力を結集して、県内2万5千人会員増強を達成しよう！」

- ・高年パワー：75歳以上の高齢者は、67万人。会員増強の中心世代です。
- ・女性パワー：6割を占める女性会員の結束で勧誘活動を強化しよう。
- ・若手パワー：魅力ある活動は自らが創造しよう。

7 推進体制

会長率先で、クラブ全体・会員一丸となり、地域の実情を踏まえ、自治会等関係団体とも連携しながら、3つの会員増強運動(勧誘、クラブPR、クラブをつくる。)に留意の上、全老連や県老連の示した成功事例、会員増強キーワード(100万人会員増強運動に記載)等を参考に、取り組む。

〈3つの会員増強運動〉

運動1：「勧誘から始めよう！」－会員一人ひとりが勧誘の担い手です－

- ・会員増強の成功例に共通するのは勧誘活動です
- ・運動スローガンを高年、女性、若手会員で実践しよう

運動2：「クラブをPRしよう！」－知られていますか、あなたのクラブ－

- ・自治会活動にも参加し、地域で存在が知られるようにしよう
- ・行政と連携して「介護予防活動」の輪を地域の高齢者に広げよう
- ・口コミ、ポスター、チラシ、会報、ホームページ等創意工夫して
- ・「いきいきサロン」はPRの場。運営にもかかわろう

運動3：「クラブをつくろう！」－すべての地域にクラブの設置を－

- ・自治会と連携して未設置地域に老人クラブをつくろう
- ・解散の近隣クラブをホスト役に老連と連携してクラブを再生しよう
- ・高齢者の増加に伴い一地域に複数クラブの設置を目指そう
- ・高齢者の意向が多様化する中、新しいタイプのクラブを考えよう

また、実情に応じ運動効果があがるよう取組み体制を構築し、併せて、本運動への取組みを、クラブの活性化、魅力あるクラブづくりの契機にすること。

(1) 県老連

- ① 県老連会議、研修等における、県内外における加入促進事例の紹介、参考資料配布、情報交換の場の設定
- ② 関係機関・諸団体への運動に対する協力要請
- ③ 老人クラブ活動、県老連主催の行事、会員増強運動関連等の積極的な広報活動
- ④ 各地域における運動に対する指導・アドバイス
- ⑤ 加入率の伸びが顕著であった単位クラブの表彰

(2) 市町老連

- ① 「会員増強運動推進委員会」(仮称)等を設置し、具体的な運動方法を検討・実行
- ② 市町老連の目標の設定(プラス〇〇名、加入率〇〇%、月間・半年・年間等)
- ③ 団塊の世代を取込むことを視野に入れ、地域活動や健康づくり活動など、若手会員が活躍する場づくりを図る。
- ④ さまざまな老人クラブ活動を会員加入促進の場にする。
 - ・ 会員以外が参加できる活動を実施し、「活動の参加から入会」へと導く。
 - ・ 老人クラブ活動を広くPR、地域社会に周知・認識を図る。
- ⑤ 単位クラブまかせではなく新規会員獲得のために、会員みんながアイデアを出し合い積極的に取り組める体制づくりをする。
- ⑥ 単位クラブの運営状況・活動状況等を把握(「高年、女性、若手別」)し、解散や休会、市町老連からの脱会、未加入クラブ等への相談機能強化等防止策を講じる。
- ⑦ 関係機関・諸団体への運動に対する協力要請

(3) 単位クラブ

- ① 「会員増強委員会」(仮称)、加入活動グループ(組、班、年代別編成等)の設置
- ② クラブ目標の設定(プラス〇〇名、加入率〇〇%、月間・半年・年間等)
- ③ 未加入者リスト(60歳以上高齢者)の調査・掌握、未加入者が求めているニーズをアンケート調査し、可能なものについては積極的に活動に取り入れる。未加入者を直接訪問し、勧誘のチラシ等で老人クラブの活動内容や魅力を伝える。
- ④ クラブの加入強化期間の設定(加入促進強化月間等)
- ⑤ 町内会、自治会等との連携
- ⑥ 地区行事(福祉まつり、敬老会、文化祭等)に積極的に参加し、アピールする。
- ⑦ 前期高齢者の加入促進のため、体験加入や準会員制度を導入する。
- ⑧ サークル活動(ニュースポーツや芸能・文化等)を積極的に取り入れる。
- ⑨ 会員外でも参加できる行事や活動は、会員外にも参加を呼びかける。

8 実施計画及び結果報告の提出について

- (1) 運動実施計画書(様式1) 毎年5月末までに新年度分を提出する。
- (2) 運動実施報告書(様式2) 毎年4月末までに旧年度分を提出する。

*平成26年度報告書は、「第2次運動」時の様式ではなく、このたびの新様式とする。
(新規会員内訳に、高年、若手、男性、女性の区別有。)

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、運動期間の始期は、平成26年度からとする。